

製造物責任の期間制限に関する問題点

田 中 志 津 子

は じ め に

第 1 章 製造物責任法と民法の関係

第 2 章 民法724条と製造物責任法 5 条の期間制限の相違

1 短期の期間制限

(1) 民法724条前段

(2) 製造物責任法 5 条 1 項前段

2 長期の期間制限

(1) 民法724条後段—期間制限の法的性質—

(2) 製造物責任法 5 条 1 項後段

3 蓄積・潜伏損害の特則

第 3 章 考 察

1 問題点の確認

2 製造物責任法 5 条 1 項後段の期間制限の起算点について

3 製造物責任法 5 条 1 項後段と民法724条後段の起算点の関係について

終 わ り に

はじめに

ある家電メーカーが製造した温風暖房機から漏洩した一酸化炭素中毒による死傷事故が発生したため、経済産業省は2005年11月29日に消費生活用製品安全法82条に基づく緊急命令を発動した。

これに従い、当該家電メーカーによる修理・部品交換・買取等の対策が講じられている。

しかし、ここで大きな問題が明らかになった。それは、問題の製造物が1985年から1992年に製造されたものであるために、製造物責任法（以下P L法とする）5条に定められた期間を経過し、被害者がP L法に基づく損害賠償請求をなしえないことである。

P L法5条1項後段の長期の期間制限は、債権の消滅時効（民法167条1項）との平仄を合わせるため、更に製品（特に電化製品）の耐用年数が通常7年から8年であることから設定されたものである。

P L法は、民法の特別法であり、特殊の不法行為の立法例とされているが、損害賠償請求権に関する期間制限については、不法行為による損害賠償請求権と比べ、被害者（損害賠償請求権者）に対する保護が弱い。

民法724条は、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為のときから二十年を経過したときも、同様とする。」と定め、P L法5条は、「第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知ったときから三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。」と定める。

両規定の前段は、加害者を知ったときから3年で損害賠償請求権が消滅するとの同じ定めとなっている。ところが、長期の期間制限につき、民法724条後段が「不法行為のときから」と多くの場合に損害が発生したであろう時点から起算されるのに対し、P L法5条1項後段では「当該製造物

を引き渡した時から」と欠陥の顕現を問わず損害が全く発生していない時点から起算される。

PL法は、製造物の最終使用者（一般の消費者）を保護するために定められた法律であるにも拘わらず、このように一般法に劣後した結果を生じさせる。本稿の目的は、このような問題を解決する糸口を模索することである。そのために、PL法と民法の不法行為責任とを比較対照しながら、最終的に製造物の使用者が製造物取得後長期間が経過した場合であっても保護され得る可能性を探る。

第1章 製造物責任法と民法の関係

PL法6条は、「製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律によるほか、民法の規定による。」と定めている。これによれば、PL法の規定は、民法の適用を排除するものではなく、消費者（不法行為の場合には被害者）がいずれかを選択的に用いることができるものであると解されている。⁽¹⁾

PL法にせよ、民法709条にせよ、消費者又は被害者が立証すべき要件は同じではない。民法の適用可能性を残したからとて、消費者保護に資することに繋がるかは不明であり、特に期間制限において問題が生じる。

以下では、まずPL法及び民法724条における期間制限の特徴とその相違を考察する。

第2章 民法724条と製造物責任法5条⁽²⁾の期間制限の相違

1 短期の期間制限

(1) 民法724条前段

民法724条前段の3年の期間制限につき、判例・通説は、民法166条1項の特則であり、その法的性質が消滅時効である点で一致している。

このような規定が定められた根拠として、権利の上に眠る者を保護する

必要がないことや不法行為をめぐる権利関係の早期確定の必要性、更に、立証が困難になること⁽³⁾、事実上安定した権利状態を覆すことは望ましくないこと⁽⁴⁾、被害者の宥恕感情のうちの一つ又は複数⁽⁵⁾が挙げられている⁽⁶⁾。

民法166条1項によれば、一般債権の消滅時効は、「権利を行使することができる時から進行する」とされている。ここにいう「権利を行使することができる」とは、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である⁽⁷⁾」と解されている。通常の債権の消滅時効では、法律上の障害がない場合に、権利者の知・不知にかかわらず、時効が進行する。これは、例え当事者が失念していても、元来の債権債務関係が存在することを前提とし、知らないことにより期間が経過した不利益を権利者に帰せしめたものである。

他方、不法行為に基づく損害賠償請求権の場合には、被害者の損害賠償請求権行使に法律上の障害はないため、不法行為時から消滅時効が進行するならば、一般債権の消滅時効と同様に、被害者が損害賠償請求権の存在の知・不知に関わらず時効が進行することになる。しかし、不法行為の場合には、時効により消滅する権利関係の発生原因は法律行為ではなく、何らの債権債務関係もないため、損害賠償という権利の認識と請求の相手方の認知が、一般債権のように容易いとは限らない。例えば、加害という不法行為が行われたときを起算点とすると、損害が加害と同時に発生せず、遅れて生じた場合には、起算点の差が消費者に不利に働いてしまう。

このように、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を一般債権の消滅時効と同様に解することは、全く非のない（又は非の少ない）不法行為の被害者にとって酷であるため、単に加害行為により損害が発生したことを知っただけでは足りず、その加害行為が不法行為にあたることを知ったことが必要とされており⁽⁸⁾、被害者が当該加害行為を不法行為に該当すると知り、損害賠償請求権の存在を知り、現実にその権利を行使することができる時から消滅時効が進行すると解すべきである⁽⁹⁾。

これに対し、民法166条の起算点「権利を行使することを期待ないし要

求することができる時期」とする見解⁽¹⁰⁾や被害者保護の観点から166条1項・724条前段の消滅時効の起算点を、「基本的には被害者の損害賠償請求権の行使が合理的に期待しうる時」⁽¹¹⁾から時効は進行すると解す見解のように、被害者個人の認識ではなく、一般通常人の認識を基準とする見解がある⁽¹²⁾。

しかし、被害者の主観的認識を要件としているのであるから、当該被害者が現実に認識したときと解することが被害者の保護に資するであろう⁽¹³⁾。

(2) 製造物責任法5条1項前段

①—制定の経緯—製造物責任法案概要⁽¹⁴⁾

種々の団体よりPL法案が提出されたが、短期の期間制限の性質を一律に消滅時効とし、その期間も3年で並んでいた。起算点については、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」⁽¹⁵⁾からという民法724条前段と同じ案、「被害者又はその法定代理人が損害、欠陥及び賠償義務者を知った日」⁽¹⁶⁾とする案、「被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知ったとき」⁽¹⁷⁾とする案が出された。

このような提案をうけつつ法案の審議がなされたが、審議過程において、PL法5条1項前段に関する議論は少ない。民法724条の定めがあることを前提に、「製造物責任についても、何らかの形で期間制限を設けることが考えられる」⁽¹⁸⁾ことから、民法724条前段と同様の期間制限を設けるべき理由として、次のように述べられている。「不法行為において債権の消滅時効の一般原則（一〇年。民法一六七条）より短期の時効期間が規定されている根拠として、ア、責任の有無の明確化、損害額の確定の必要性などから、法律関係をできるだけ速やかに確定する必要があること、イ、加害者を知って三年も権利行使をしない者は保護に値しないことなどの理由が挙げられており、この理由は製造物責任にも妥当すると考える。したがって、製造物責任においても、不法行為と同様三年の消滅時効を採用することが⁽¹⁹⁾適当であると考えられる」。

これによれば、民法724条に不法行為責任に基づく損害賠償請求権につき期間制限があることからだけでなく、EC指令第10条第1項⁽²⁰⁾にも「短

期の出訴期限」の定めがあることから、「不法行為責任の特則と認められる製造物責任においても、特別の規定が置かれな限り、民法第七二四条の適用があるものと考えられ」ていた。⁽²¹⁾

②短期消滅時効規定の性質と民法との相違

以上の立法過程における議論では、民法の不法行為責任に関する期間制限規定を参考に製造物責任に関する短期の期間制限が定められた経緯から、⁽²²⁾ P L法5条1項前段は、製造物責任に基づく損害賠償請求権の期間制限について短期の消滅時効を定めたものと解されている。⁽²³⁾

また、民法724条前段と同様と考えられるとしながら、両者の文言が異なることについては、民法724条前段における「加害者」をP L法5条1項前段における「賠償義務者」と責任主体を法目的に合わせた点以外は、⁽²⁴⁾ 実質的に変更はないとされる。⁽²⁵⁾

このように責任主体を加害者から賠償義務者にした理由につき、「欠陥責任という無過失責任を採用したために、損害の原因は人の属性というよりも物の属性にあると考えられるに至った結果、加害者という民法上の表現が製造物責任になじまないと考えられたことによる。したがって、『損害及び賠償義務者』について民法と実質的に異なる解釈は不要である。」⁽²⁶⁾との見解がある。

しかし、消費者にとって損害の証明は容易であったとしても、「欠陥」を立証することが容易いとは限らない。問題の製造物に関する知識の乏しい消費者にとって、製品はブラック・ボックスと同じである。従って、民法709条に基づく不法行為責任の証明に必要な加害者の過失—例えば、製造業者が過失により欠陥を出現させたこと—を立証する場合と比べ、同程度の立証責任を負担しなければならないおそれがある。

③消滅時効の起算点について

P L法5条1項前段が「時効によって消滅する」と規定することから、短期の期間制限の法的性質が消滅時効であることにつき争いはない。

PL法における短期の期間制限の起算点も、民法724条前段の「加害者を知った時」の解釈—単に加害者を知った時ではなく、加害行為が不法行為を構成することを⁽²⁷⁾知った時—と同様に、賠償義務者が製造物責任を負うことを⁽²⁸⁾知ったことを意味すると解されることについては争いはないようである。

2 長期の期間制限

(1) 民法724条後段—期間制限の法的性質—

民法724条後段は、「不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする」と定めていることから、短期の期間制限と同じく長期の期間制限もその性質を消滅時効と解するものと、短期の期間制限は消滅時効であるが、長期のそれは除斥期間であるとする見解がある。判例の中には、長期を時効と解するものもあるが、⁽²⁹⁾多くは長期の期間制限を除斥期間と解している。⁽³⁰⁾通説が長期の期間制限を除斥期間と考える理由として、「起算点を固定的な『行為』時に置き、一被害者が『損害及び加害者ヲ知』ることなくして年月が経過した場合(括弧内略)でも—それから二〇年を経過すれば損害賠償請求権を行使しえないものとして、法律関係を確定しようとしたもの」⁽³¹⁾であることが挙げられている。

しかし、期間の経過により被害者の権利が当然かつ絶対的に消滅するならば、期間経過後になされた承認・弁済・相殺等が無効になるのか⁽³²⁾などの問題があることから、長期の期間制限も消滅時効であると解すべきではない⁽³³⁾だろうか。

(2) 製造物責任法5条1項後段

①立法提案

民法724条後段に習い、「損害発生の時より20年を経過した時も同様とする」⁽³⁴⁾との提案が多い。この他、損害発生の時を起算点としていることは民法724条後段と同じだが、期間の性質を責任期間とするもの⁽³⁵⁾、長期の期間制限の性質を責任期間とし、「賠償義務者の責任は、製造業者等がそれぞれ

れの製造物を流通に置いた日から20年が経過した後に生じた損害については免除される」と定めるものがあった。⁽³⁶⁾

②期間制限の趣旨

平成6年6月3日の第129回国会商工委員会⁽³⁷⁾では、当時の寺澤国務大臣より製造物責任法案提案理由及び要旨説明がなされた。それによれば、「責任期間」につき、「具体的には、製造業者等の責任を早期に安定させることや欧米諸国の動向等を考慮して、製造業者等が製造物を引き渡したときから十年間とし、蓄積損害等については、損害の性質に応じた被害者の救済を図る観点から期間の起算点を損害発生時とする」と説明されている。

しかし、蓄積損害については被害者救済が企図されているものの、それ以外の損害については、「製造業者等の」責任の早期安定・諸外国の動向と、およそ消費者よりも製造業者等の利益が考慮されている⁽³⁸⁾。

PL法1条の目的規定につき、「欠陥概念の明確化、推定規定の排除、開発危険の抗弁、責任期間十年」がある程度取り入れられたことが、「政策の重点を生活者・消費者重視の視点へ移したと言えるのかどうか」、「国民経済の健全な発展」部分を削除すべきではとの質問が吉井委員からなされた。これに対し、当時の寺澤国務大臣は、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ということは、産業界に配慮をしたものでも、被害者の保護と対立・矛盾するものでもなく、「これによってこの法案の解釈及び運用が被害者に不利な形でなされるということになるものではない」と答え、消費者に不利なものではないことを示しているが⁽³⁹⁾、期間制限に関する議論の端々で、その言葉を裏切っている。

この期間制限の必要性につき、4点の項目が挙げられており、その内容はほぼ同じだが、順番が異なっている。即ち、通産省産業構造審議会総合製品安全部会報告では、「ア、法律関係の速やかな確定、イ、保険等でカバーするリスクの明確化、ウ、製造者の書類保存期間の目安となること、エ、製品の合理的な耐用期間とそのためのコストの決定など」を挙げ、国⁽⁴⁰⁾

民生活審議会消費者政策部会報告では、「①製品の合理的な耐用期間とそのためのコストの決定、②製造業者等の書類保存の負担の目安の必要性、③法律関係の早期安定化、④保険等でカバーするリスクの明確化など⁽⁴¹⁾」が挙げられている。後者においては、「製造物責任における制度の国際的調和を考えると、我が国において上記①から④までの製造物責任の特質にもかかわらず、一〇年を超えて製造者に特に重い責任を課する特段の理由を見出し難い⁽⁴²⁾」として、我が国へのこのような趣旨の制度導入を提言している。

いずれにせよ、全ての項目が消費者側ではなく、製造業者側にとって利が多いことばかりである。

③期間制限の性質

E C指令⁽⁴³⁾では、製造物が流通過程に置かれた日から10年、アメリカでは、製造時又は販売時をから5年～12年（多くは販売時を起算点として10年）という期間制限は、「基本的には社会の安定という不法行為における長期の期間制限と同様の考え方に基づきつつ、製造物責任の性格にかんがみ起算点を製造物が製造者の手を離れた時点と解することができる、これを不法行為の長期の期間制限と区別して『責任期間』と呼ぶことがある。なお、この責任期間は、中断がなく期間が固定的であるという点では除斥期間と類似している⁽⁴⁴⁾」と述べられている。

しかし、長期の期間制限の法的性質につき、消滅時効でも除斥期間でもない責任期間という概念を取り入れたものではないようである。というのも、用語が統一的に使用されていないこと、民法724条後段の特則であり同条項の期間制限は除斥期間と解されているとする以外に明確な説明はないこと⁽⁴⁵⁾、性質について何等の説明がないこと、民法724条後段の長期の期間制限の規定を「一応」踏襲していることから導き出されよう。

学説においては、法案の説明につき「責任期間」という用語が出てくるためか、P L法5条1項後段の法的性質を「責任期間」とする考え方があがるが、本条項の期間制限がE C指令を参考に作られたものでもあることか

ら、E C指令の期間が「責任期間」と解することにより、本条項の期間制限の性質もそれであると考えているようである⁽⁴⁷⁾。

上述のように、P L法5条1項後段の長期の期間制限の法的性質につき立法者によるはっきりとした説明がないため、P L法5条1項後段は、民法724条後段の特則とされていることから、民法724条後段の期間制限の性質を除外期間⁽⁴⁸⁾又は消滅時効⁽⁴⁹⁾と解する考え方により、意見が異なる⁽⁵⁰⁾。

製造者等に有利である期間制限を更に製造業者等に有利に、即ち、期間の完成を早めるように為すべきではなかったのではないか。更に、民法724条後段の性質について既に述べたことだが、この長期の期間を除外期間と解した場合に、期間が経過すれば消費者の権利が絶対的に消滅するとするならば、期間経過後になされた債務承認（製造物責任の場合には、欠陥を認め損害賠償責任を認めること）は効力を生じないのか等の疑問が生じるため、P L法5条1項後段の長期の期間制限の性質も消滅時効と解すべきであろう。

④起算点

P L法施行後の長期の期間制限及び起算点における民法との関係につき、「製造物責任においては民法第七二四条の二〇年の消滅時効の規定は排除されることになり、一〇年を超えた場合には過失責任で製造業者等の責任を追及する」とされ、起算点については、「民法第七二四条のような『不法行為ノ時』からではなく、『製造者等が製品を流通に置いた時』から」とされる⁽⁵¹⁾。

では、民法724条後段の20年の期間もP L法の期間と同時に進行するのか。

10年を超えた場合には民法を適用するということから、民法724条後段の期間とP L法5条1項後段の期間が同時に進行すると考えているようであるが、「P L法の起算点である「当該製造物を引渡した時」と民法724条後段の「不法行為の時」を同様のものとみなしてよいかは疑問である。

製造物責任が「製造物の欠陥に基づく無過失責任を問うものであること

から、製造物を流通に置いた時、すなわち引渡時を起算点とした」との見解に従えば、製造物の欠陥が製造業者から第三者への引渡時に存在したが欠陥が直ちに顕在化せず、年数経過後に欠陥が出現、損害が発生し、消費者が賠償義務者を知らなかった場合に、除斥期間は引渡時から進行するため、消費者は製造業者に対して製造物責任を追及できない。⁽⁵²⁾

これに対し、「その製造物が流通におかれている過程で責任期間が経過することにより、消費者の関与しない間に責任期間が進行し、また、消費者にとっては起算点が判断できず不利益である」との批判があるものの、⁽⁵³⁾前述の見解によれば、「除斥期間を定めた立法趣旨は、客観的な法的安定を図ることにあるのであり、当事者らが起算点を認識しているか否かという主観的事情によって法律効果の発生が左右されるのはそもそもの立法趣旨に反する」という。⁽⁵⁴⁾

この見解においても、「製造物の欠陥の判断には専門的判断を要し、欠陥部位も製造物の内部にあって、欠陥が製造業者側にしかわからない場合が多い」ことから、製造業者が製造物引渡時に当該製造物の欠陥や危険性を知りながら、欠陥のある製造物を流通に置き、故意に隠蔽して10年を経過した場合に本条項を適用することは問題があるとして、期間の適用を否定する明文のない本条項においては、権利濫用等により、除斥期間の適用を否定する解釈可能性を含めた議論が必要であると述べている。⁽⁵⁵⁾

しかし、一般不法行為による場合には、不法行為時に被害が発生し、また、被害者がその加害者を認識していることが多い。それ故に不法行為時から期間制限が進行しても被害者の不利益とならない場合が多い。

これに対し、流通に置かれていたとしても当該製造物が消費者の手元に届くまでの期間は、消費者が当該製造物を管理することはできず、欠陥を発見し得ない。例え当該製造物が消費者の手元にあったとしても、欠陥が顕在化するまでに時間を要せば、当該製造物の欠陥により損害が生じたとしても、消費者が損害賠償請求権を行使し得る期間が限定され、又は権利を行使し得ないおそれもある。

不法行為における過失ではなく欠陥を立証すること等により、製造物責

任が認められるとはいえ、「製造物の欠陥の判断には専門的判断を要し、欠陥部位も製造物の内部にあって、欠陥が製造業者側にしかわからない場合が多い」のであるならば、消費者の立証負担が軽減されたとは言えず、製造物責任が製造者の無過失責任を定めたものとはいえないだろう。⁽⁵⁶⁾

更に、部品・原材料等に欠陥があった場合の、部品等製造業者等に対する製造物責任に基づく損害賠償請求権の期間制限の起算点についても、明文通り解釈し、「部品等の製造業者が製造物たる部品等を完成品の製造業者に引き渡した時点が除斥期間の起算点」とする見解⁽⁵⁷⁾に対し、「完成品として引き渡された時点で初めて責任期間を起算する」との考え方が⁽⁵⁸⁾ある。

この場合に例え部品等の製造業者等が、流通に置いた（完成品の製造業者に引き渡した等）時点を経過期間の起算点と考え、当該部品等に欠陥が存在しそれを原因として損害が生じたとしても、消費者は、完成品製造業者等に損害賠償を請求し得る。万一、完成品製造業者等に資力がない場合に他に賠償義務者が存在すれば、消費者を救済する機会がより増加する。しかし、消費者が取得可能な市場に流通した時点を全ての起算点とするならば、部品等の製造業者等と完成品の製造業者等では損害賠償義務を負うべき期間に大きな差が生ずる可能性がある。

従って、明文により「消費者に引き渡した時」と定められていない現状では、部品等製造業者等についても、完成品製造業者等に引き渡した時に期間制限が進行すると解すべきである。⁽⁵⁹⁾

⑤期間の長さ

製造物を流通に置いたときから10年と製造業者等の「責任期間」を短縮した理由を問う小此木委員の質問に対し、升田説明員は次のように答えている。「民法724条後段では20年の期間が定められているが、製造物責任は、「現在の過失責任よりも責任を厳格にするものである、製造業者にとって厳格な責任を認めるものであり」、「製造物の通常の使用期間あるいは耐用期間というもの」は、「比較的長期に使用される製造物」であっても、平均的に10年、あるいは使用期間が7年程度であるのが通常であるという

事情、製品を製造あるいは出荷する際の検査記録の保存期間、諸外国の立法例では10年を採用している国が多いということ不法行為責任の特則として10年とするのが適当と考えた、という⁽⁶⁰⁾。

従来の過失責任を厳格化した（このこと自体疑わしいが）のは、消費者保護のためであるにもかかわらず、製造業者等には厳しい期間であるために、製造業者等の事情を考慮し、民法724条の20年ではなく、10年とする考え方が固まった。この考え方が、産業界の意見であることは、産業界からの参考人の言論と一致していることから明らかである⁽⁶¹⁾。

猶、製造業者等の「責任期間」を政府案の10年から20年に延長するという製造物責任法案に対する日本共産党の修正案が提出されたが、何等の討論もなく否決された⁽⁶²⁾。

また、「消滅時効とは別に、責任期間を制限することについては、製品によって耐用年数も異なるので、一律に一〇年の期間制限を置くことについても妥当かどうかという問題」があるとしながらも、「責任期間の制限を設けるかどうか、その期間をどのように定めるかは、民法及び諸外国における製造物責任立法を考慮して判断されるべき」として、この問題はほぼ黙殺された。

このように、諸外国の動向や企業の文書保存、消費者の通常の製品使用期間、製品の耐用年数を考慮し、それが消費者の利益とどのように結びつくのかについては全く勘案されないまま⁽⁶³⁾、議論が終えられた。

学説上、10年という期間が定められたことについては、賛否両論である。即ち、PL法は厳格な責任であることからあまり長期の期間を定めると製造者に一方的な不利益を与えることになり構成を失すること、消費者にはPL法5条1項後段による10年の期間経過後も民法上の不法行為責任を追究しうることから消費者保護に欠けることはないとする考え方⁽⁶⁴⁾と、「使用期間・耐用期間は製品および個々の使用状況によって異なる」ことから「通常使用期間・耐用期間を断定するのは根拠に乏しい」として、そもそも10年という期間を定めた根拠に問題があるとする考え方⁽⁶⁵⁾がある。

⑥複数責任主体間の求償

賠償義務者が複数存在した場合の責任主体間の求償につき、PL法では規定がない⁽⁶⁶⁾。

従って、民法の一般原則により、PL法に基づき支払った損害賠償金の責任主体間の求償には、債権の消滅時効が適用される。

3 蓄積・潜伏損害の特則⁽⁶⁷⁾

製造物を使用し一定期間経過後に予想を超えた損害が発生する場合につき、私法学会報告者グループ案第15条「ただし、使用による損害が長期の蓄積の後にはじめて顕在化する性質の製造物については、この限りではないものとする」とを参考に、EC指令にはないが、我が国の経済社会の実態、民法の体系、法理論との整合性などに留意した結果、「本法では、長期の期間制限に関し、蓄積損害等について被害者救済の観点から特例」が設けられたものである⁽⁶⁸⁾。

この蓄積・潜伏損害の場合に、どのように被害者救済を図るかについては、「使用による損害が使用後長期間を経て初めて顕在化するような性質の被害については、例えば、起算点を『被害の発生時』又は被害の発生を『知り得た時』とする方法なども考えられ、いずれにせよ消費者救済に配慮した特別の規定を置く必要性等も考慮すべき」と考えられていた⁽⁶⁹⁾。

ここで、蓄積・潜伏損害を生じさせ得るものとして、有機水銀、カドミウム、鉛、砒素、農薬・食品添加物等有毒・有害な物質が混入した製造物等が考えられている⁽⁷⁰⁾。例えば、煙草やH I Vウイルスに感染した血液製剤、アスベストを含んだ製品が挙げられる。

PL法5条2項の期間制限の特則については、同条1項後段を踏襲しているため、同条1項後段の期間制限の法的性質をどのように解するかにより、見解が分かれる。

その他の点において解釈上問題となるのが、5条2項が「その損害が生じた時から起算する」と定めていることから、製造物の欠陥により継続的に損害が生じた場合における期間制限の起算点である。

この問題につきPL法には規定がないため、一般不法行為の解釈による見解と、鉱業法を参考にする見解がある。

前者によれば、継続的な損害につき、日々新たな不法行為があり、その新たな不法行為による損害も日々新たに発生していると評価し、消滅時効が日毎別々に進行するとの解釈に従い、PL法5条2項においても同様に考える⁽⁷²⁾。

後者は、鉱業法115条1項が「損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも、同様とする」、2項が「前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する」と定めていることに従い、蓄積・潜伏損害とはいえ、同一の製造物の欠陥から生ずる損害であるから、全体としてひとつの損害が進行して発生していると考え、同条2項を類推し、「その進行のやんだ時」を起算点とする見解である⁽⁷³⁾。

この両者の考え方には、双方ともに問題がある。

前者については、継続する損害の賠償請求をする際に、最初の損害について長期の期間が経過していたとしても、賠償請求する権利が失われたはずの最初の損害についても、日々進行し未だ期間が経過していない損害とともに請求し得るかという問題がある。これを是とするならば、一旦失われたはずの最初の損害賠償請求権が何故復活するのかにつき説明がつかない⁽⁷⁴⁾。これに対し、期間が経過し損害賠償請求権が失われてしまった部分については請求し得ず、日々進行し未だ期間が経過していない損害についてのみ請求し得るとすれば、当初の損害が大きく後発損害が小さい場合には被害者保護が薄くなる。

後者については、鉱業法という全く異なる法令を類推とはいえ適用し得るのかが問題となる⁽⁷⁵⁾。

この点につき、一般不法行為に従い日々進行し未だ期間が経過していない損害についてのみ請求し得ると解するならば明解であるが、斯様に解すると、PL法5条2項で「損害が生じた時」とPL法1項後段に比して起

算点を遅らせた意義が失われる。しかし、鉦業法を類推適用する根拠が不明であり、一般不法行為に拠る以外にない。従って、一般不法行為に従い、賠償請求権が失われたはずの最初の損害についても、日々進行し未だ期間が経過していない損害とともに請求し得ると解する。根拠としては判例同様甚だ心許ないが、製造物に存在する欠陥により日々生ずる損害は、全て欠陥と因果関係のある損害である。そして、日々損害が継続するということは症状が悪化しているということであり、症状が悪化しているということは、過去の症状の上に積み重なってさらなる症状が出現したということである。即ち、全ての損害は断ち切ることのできない連鎖の中にある損害であり、過去の損害を除外したならば現在の損害が存在し得ないことから、損害発生が継続している限り、全ての損害につき損害賠償請求権を行使しうると解する。

第3章 考 察

1 問題点の確認

製品の耐用年数を考慮し、製造業者等が責任を負担する期間制限をすることは一点において合理的であろう。しかし、一般的な耐用年数を超えて製品を使用することはままあることである。

製品の耐用年数と消費者の一般的な使用期間は一致するのであろうか。

「消費者の一般的な使用期間」が実際に一般的であるかも疑わしいが、仮に製品の耐用年数と一致するとしても、製品の説明書等に明確な耐用年数の表示も殆ど見られない。製品又は製品の説明書等に耐用年数の表示がなければ、消費者は、例えば当該製造物に欠陥があったとしても、製造業者等が責任を負担しないことを認識した上で、耐用年数を超過した製品の使用を継続するという「自己責任」となるはずの選択肢を奪われている。

P L法5条1項後段に基づき製造業者等が責任を負担する10年の期間を経過しても、民法709条・724条の不法行為責任を問い得ることから、消費者にとって不利益ではないとする見解もある。何故このことが消費者にと

って不利益とならないと言えるのか。

PL法は、消費者保護のために制定された。民法の不法行為責任を追及するためには、製造業者の過失という主観的態様を証明しなければならず、この過失を証明することは消費者にとって過大な負担であり、その負担を軽減するために「欠陥」という客観的事象を立証すれば足りるという「欠陥責任」、即ち「無過失責任」を採用したと説明されることが多い（筆者は「欠陥責任」が「無過失責任」と同義であると考えないことは既に述べた）。

このPL法の制定理由が遠のき、PL法5条1項後段に基づく10年の期間経過後に欠陥が出現したならば、製造業者等が当該製造物に関するデータ等を破棄しているであろうにもかかわらず、消費者自身が欠陥の存在と製造業者等の過失を立証しなければならないことになる。製造物に関するデータ等を製造業者等が消費者に全面的に開示しない場合であっても、製造物販売後日が浅ければ、製造業者等以外から情報を手に入れることができるかもしれないが、製造業者等すら保存しなくなったデータ等を第三者が保存し、消費者が自由にそのデータ等を利用できるとは考え難い。PL法の下においてさえ、欠陥の存在と損害との因果関係を立証しなければならない困難を抱えている消費者が、10年以上を経過して過失を立証しなければならないことは、消費者にとって不利益ではないのであろうか。

このように、PL法5条1項後段の期間制限は、PL法制定以前の状態と同じく消費者にとって多大な不利益となり、製造業者側にとっては、製造物が流通に置かれた後10年間を経過すれば、製造業者等の過失を立証することは非常に困難であることから、欠陥が出現したとしても責任を負担する可能性は低く、多大な利益となるのである。

それでは、どのように解決を図ればよいだろうか。

2 製造物責任法5条1項後段の期間制限の起算点について

同条項によれば、「製造業者等が当該製造物を引き渡した時」から期間が進行し、本条項が民法724条後段の特則とされる。その民法724条後段の

起算点である「不法行為の時」の解釈によれば、加害行為が不法行為に当たること及び加害行為により損害が発生したことの認識が必要である。⁽⁷⁶⁾ 両規定の態様が異なるため単純に対比できないが、民法724条後段の起算点及び期間制限の解釈が、被害者が損害賠償請求権を有することを認識し、被害者が権利行使なし得るよう意図しているものであることから、その損害賠償請求権が失われ得る期間が進行することを認識するよう意図したものと解し得る。そうであるならば、PL法5条1項後段の起算点の解釈においても、消費者が、PL法3条に基づく損害賠償請求権が失われ得る期間が進行することを認識した時を起算点と考えることはできないだろうか。

このように解すると、製造業者等は、当該製造物につき欠陥がありその欠陥により損害が生じた場合に、消費者が損害賠償請求をなし得る期間を明らかにしなければならないことになる。その期間を明示しなければ、PL法5条1項後段の期間は進行しないだろう。このことは、部品等製造業者等についても同様である。部品等製造業者等は、少なくとも完成品製造業者等に引き渡す際に、この期間を明示していなければならない。

この考え方に拠ったとしても、PL法5条1項後段の具体的期間が明示されていれば起算点は従来の解釈通りであり、製造業者等にとって特に不利益は生じない。この具体的期間を明示するための一手間がかかるだけである。それどころか、消費者が自身でPL法3条に基づく損害賠償請求権の行使し得る期間を認識することにより、長期使用後製品の期間経過に関するトラブルを減らすことができるだろう。

また、「通常の耐用年数」というものがあるという前提で本法案は審議されていたが、そこで前提としている耐用年数は7～8年とPL法5条1項後段の期間制限よりも短い期間であった。その期間が、真実「通常の耐用年数」であるならば、製品の説明書等に当該製品の耐用年数及び耐用年数を超過した場合の危険性や製造業者が責任を負担しない旨の表示が必要であろう。これらの表示がない場合には、危険性を認識しながら放置していたとして「警告上の欠陥」に該当するであろう。

3 製造物責任法5条1項後段と民法724条後段の起算点の関係について

PL法5条1項後段において10年という期間の定めがある以上、10年が経過したならば、民法による以外に方法がない。それでは、PL法5条1項後段の起算点と民法724条後段の起算点は同じ時であるのか。

答えは否である。既に述べたように、民法724条後段の起算点の解釈によれば、加害行為が不法行為に当たること及び加害行為により損害が発生したことの認識が必要であり、少なくとも、当該製造物に欠陥が存在し、その欠陥により損害が生じた認識が必要である。

従って、製造物が流通に置かれた時点で欠陥が存在し損害が発生するような場合であれば、消費者は当該製造物を取得しないであろうから、製造物が流通に置かれた時＝消費者が当該製造物を取得した時に欠陥が存在し損害が発生する場合にのみ、PL法5条1項後段と民法724条後段の期間制限が同時進行し、その他の場合には別々に進行すると解すべきである。

結 語 に

期間制限に関する認識を起算点の要件としても、PL法5条1項後段と民法724条後段の期間制限の起算点を別に解しても、消費者にとって大いに利益となるものではない。

前者によれば、消費者の「自己責任」に基づきPL法5条1項後段の10年の期間制限経過後も製造物の使用を継続するか否かを選択できるだけである。

後者に拠れば、PL法5条1項後段と民法724条後段の期間制限の起算点を別に解することにより、不法行為に基づく損害賠償請求権の権利行使可能期間が、従来の考え方に従った10年よりも延びるかもしれない。しかし、立証負担は軽減されていない上に、期間が経過し製造物に関するデータを収集しづらくなるため、被害者保護にどれほど益となるかは不明である。

これまで述べてきたように、消費者ではなく製造業者等のための期間制

限が定められた法律であることから、消費者保護を意図した解釈にも限界がある。PL法制定から10年以上が経過した現在、もう一度法制度を見直す時期に来ているのではないだろうか。

(注)

- (1) 伊藤進「法制定と経過と意義（製造物責任法の論点）」『製造物責任法の研究』金商960号9頁（1995年）
- (2) 「本条の見出しは、期間の制限という新たな概念が使用されているが」、これは、PL法5条が「消滅時効に関する規定以外の内容を含む物であり、本条二項の前段と後段の製造物責任に基づく損害賠償請求権に関する権利行使の期間制限の趣旨をより性格に表現するとすれば、統一的な概念である期間の制限とすることが妥当であると考えられたからである。製造物責任法の制定の過程においては、本条の見出しも議論の対照となったが（関係省庁間における調整とか、内閣法制局による審査等の過程において重要な論点になったものである）、損害賠償請求権の消滅時効、権利行使の期間制限、消滅時効と除斥期間等候補となった概念と比較すると、より性格で明確であるとして、期間の制限が採用されたものである。」（升田純『詳解製造物責任法』1019頁（商事法務研究会、1997年））
- (3) 四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻）』646頁（現代法律学全集10, 青林書院, 昭和58年（中巻）・昭和60年（下巻））、森島昭夫『不法行為法講義』429頁（有斐閣, 1987年）
- (4) 内池慶四郎「損害賠償請求権の消滅時効」『現代損害賠償法講座（1）』220頁（日本評論社, 昭和51年）
- (5) 末川博「不法行為における損害賠償請求権の時効」『権利侵害と権利濫用』634頁（岩波書店, 昭和45年）。立証の困難と被害者の宥恕感情を挙げるもの（加藤一郎『不法行為（増補版）』263頁（法律学全集22-II, 有斐閣, 昭和49年）もある。
- (6) 「不法行為の加害者は、一般の債権の債務者と比較すると、より短期の消滅時効による効果を主張することによって、不法行為の被害者からの損害賠償請求をより短期間のうちに遮断することができるから、加害者を保護する結果になることを否定することはできない。不法行為の加害行為によって被害が発生した場合、その行為の性質を考慮すると、一般的には、一般の債権より短期の消滅時効、期間の制限を設けること自体にも議論があるところであり、裁判例においても、加害者による短期

の消滅時効の援用につき権利の濫用、信義則違反が問題になることも少なくない。」(升田・前掲注(2)1017頁)

- (7) 最大判昭和45年7月15日民集24巻7号771頁
- (8) 大判大正7年3月15日民録24輯498頁
- (9) 不法行為時から消滅時効が進行すると、被害者が損害賠償請求権の存在を知らないうちに時効期間が進行し消滅してしまうことになるため、被害者が損害賠償請求権の存在を知り、現実にその権利を行使し得る時から消滅時効が進行すると解される。従って、法律上・事実上の知・不知を問わず、これらを知らなかった場合には時効は進行しない(森島・前掲注(3)434頁, 末川・前掲注(5)651頁)。
- (10) 星野英一「時効に関する覚書—その存在理由を中心として」『民法論集4巻』10頁(有斐閣, 1978年)
- (11) 平井一雄「潜伏蓄積損害の意義と期間制限」『裁判実務大系 第30巻 製造物責任関係訴訟法』305頁以下(青林書院, 1999年), 同「期間の制限(製造物責任法の論点)」『製造物責任法の研究』金商960号53頁(1995年)
- (12) 四宮・前掲注(3)647頁
- (13) 例えば, 最判昭和42年7月18日民集21巻6号1559頁は次のように言う。「被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上, その損害と牽連一体をなす損害であつて当時においてその発生を予見することが可能であつたものについては, すべて被害者においてその認識があつたものとして, 民法七二四条所定の時効は前記損害の発生を知った時から進行を始めるものと解すべきではあるが, 本件の場合のように, 受傷時から相当期間経過後に原判示の経緯で前記の後遺症が現われ, そのため受傷時においては医学的にも通常予想しえなかつたような治療方法が必要とされ, 右治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたつた等, 原審認定の事実関係のもとにおいては, 後日その治療を受けるようになるまでは, 右治療に要した費用すなわち損害については, 同条所定の時効は進行しないものと解するのが相当である。けだし, このように解しなければ, 被害者としては, たとい不法行為による受傷の事実を知つたとしても, 当時においては未だ必要性の判明しない治療のための費用について, これを損害としてその賠償を請求するに由なく, ために損害賠償請求権の行使が事実上不可能なうちにその消滅時効が開始することとなつて, 時効の起算点に関する特則である民法七二四条を設けた趣旨に反する結果を招来するにいたるからである。」

- (14) 法案を扱う様々な文献があるが、『製造物責任法の論点』136頁以下（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編，商事法務研究会，平成3年）では，後述するP L立法研究会提案以外の法案が対照されており，また，加藤雅信「立法提案・製造物責任法」では，各法案の内容項目が比較対照されている（『製造物責任法総覧』945頁以下，商事法務研究会，平成6年）
- (15) 「製造物責任法要綱試案」9条前段（1975年，製造物責任研究会，ジュリ597号17頁），公明党案12条前段（平成2年）
- (16) 「製造物責任立法への提案」14条1項 私法53号6頁（1991年，1990年私法学会報告者グループ），製造物責任法要綱10条前段（平成3年，日本弁護士連合会，http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/ga_res/1991_1.html（2006年2月4日現在））
- (17) 製造物責任法案要綱10条1項（平成2年，社会党）日本社会党案日本社会党政策審議会製造物責任問題特別委員会——製造物責任法制定に関する政策要綱（1992年4月30日）N B L 498号45～47頁（1992年）。東京弁護士会は，「被害者又はその法定代理人が損害及び本法により損害賠償責任を有する者を知ったとき」とする（東京弁護士会，製造物責任法試案10条1項）
- (18) 国民生活審議会消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」（1999年12月）『逐条解説 製造物責任法』189頁（経済企画庁消費者行政第一課編，商事法務研究会，平成6年）
- (19) 通産省産業構造審議会総合製品安全部会報告「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策の在り方について」（1993年11月10日）（各国の法制度を比較し，日本にふさわしい制度を検討したもの）『逐条解説 製造物責任法』315～316頁（経済企画庁消費者行政第一課編，商事法務研究会，平成6年）
- (20) 「加盟国は，本指令に規定される賠償請求の訴訟には三年の出訴期間が適用される旨を立法の中で規定するものとする。この出訴期間は，原告が損害，欠陥及び製造者を知り，又は知ることができた日から進行するものとする」（小林秀之訳「E C指令（欠陥製品の責任に関する加盟国の法律，規則及び行政規定接近のための一九八五年七月二五日の關係理事会指令）」『製造物責任法総覧』909頁（商事法務研究会，平成6年）。
- (21) 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)188～189頁
- (22) 木之元直樹「法五条一項の期間制限」『裁判実務大系 第30巻 製造

物責任関係訴訟法』295頁(青林書院, 1999年)

- (23) 木之元・前掲注(22)295頁, 平井・前掲注(11)306頁, 面山恭子『実践 P L 法』66頁(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編, 有斐閣, 1995年), 山本庸幸『注釈製造物責任法』103~104頁(ぎょうせい, 1994年)
- (24) 面山・前掲注(22)66頁, 木之元・前掲注(22)295頁
- (25) 升田・前掲注(2)1018頁「従来も, 本条一項前段の文言と同様に解されてきたところであり, その意味では, 実質的には, 特則にならないということもできる」。
- (26) 木之元・前掲注(22)296頁
- (27) 前掲注(8)大判大正7年3月15日
- (28) 木之元・前掲注(22)296頁
- (29) 名古屋地判昭和60年10月31日(判時1175号3頁)
- (30) 最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁
- (31) 四宮・前掲注(3)651頁
- (32) 内池・前掲注(4)297頁
- (33) 「除斥期間についても, 訴の提起と訴の係属によって期間の進行は阻止されるとしなければ, 訴訟中に期間の満了が生ずる結果となり不当である。とすれば, 七二四条後段の長期, 法五条一項後段の長期, 同二項の規定を除斥期間と解し, 時効ではないとみて法律関係の確定を図るといふ実益は, 結局, 裁判外の行使によって中断がなされ, 所定の期間が実質的に延長されることを防ぐことにあるのに帰着するのではあるまいか。しかし, 裁判外の行使, すなわち民法一五三条の催告では, 六か月内に裁判上の請求をなさなければ確定時中断行は生じないのであるから, これらの期間を時効と解したところでどれ程の法的確定性が害されるというのであろうか。」(平井・前掲注(11)307~308頁)
- (34) 製造物責任研究会案9条後段, 公明党案12条後段, 東京弁護士会試案10条後段, 日本弁護士連合会案(製造物責任法要綱)10条後段。ただ, 製造物責任研究会案には, 注として「積極的債権侵害に準じて10年の消滅時効とすることも考えられる」ことが付記されている。
- (35) 日本社会党案10条2項
- (36) 1990年私法学会報告者グループ案第15
- (37) 第129回国会衆議院商工委員会議事録第5号(第129回衆議院商工委員会議事録については <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/129/0260/main.html> を参照(2006年2月4日現在))

- (38) 平成6年6月6日の第129回国会商工委員会衆議院商工委員会消費者問題等に関する特別委員会連合審査会議録1号において、吉井委員は、産業界の求める基準に「合致しないものは、例えば流通開始時の欠陥の推定などは、外国で立法例が存在していても取り入れようとしない、消費者被害の救済を軽視しているものになっている」と言わざるを得ず、消費者被害の救済が法律の目的であるとしながら、「やはり経済との調和条項に傾いて」いるために期間を20年ではなく10年にしたと批判する（http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=18017&SAVED_RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=7&DOC_ID=2893&DPAGE=1&DTOTAL=7&DPOS=3&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=18349（2006年2月4日現在））。
- (39) 衆議院商工委員会議事録・前掲注(37)
- (40) 通産省産業構造審議会総合製品安全部会報告・前掲注(19)316頁
- (41) 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)189頁
- (42) 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)189頁
- (43) EC指令11条「加盟国は、本指令に従って被害者に付与された権利が製造者がその損害を生じさせた当該製品を流通に置いた時から一〇年が経過したときに消滅するが、被害者がその期間内に製造者に対して訴訟手続をとったときはこの限りでない旨を立法の中で規定するものとする」（小林訳・前掲注(20)909頁）。
- (44) 通産省産業構造審議会総合製品安全部会報告・前掲注(19)316頁
- (45) 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)189頁ではEC指令の定めにつき「責任期間」という用語が用いられたり、同じEC指令の定めにつき期間の法的性質には触れず（不法行為の長期の期間制限については除斥期間と解されている旨を述べながら）「期間制限」とのみ述べられている。
- (46) 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)189頁
- (47) その他、「2項で起算点の移動を認めているのは除斥期間の概念に反するとして、特別の「責任期間」とするのが妥当」とする見解もある（面山・前掲注(22)67頁）。
- (48) 「五条一項後段は、製造物責任に基づく損害賠償請求権の期間制限について、短期消滅時効とは別に、一定期間経過後に確定的に権利を消滅させる期間（除斥期間）を定めたものである」（木之元・前掲注(22)298頁）。
- (49) 「そもそも、債務は弁済すべきものであるという命題を是とすれば、

債権者に対し時の経過を盾にとってその権利行使を拒むことは矛盾であり、ここに時効制度の存在理由の不可解さもあるのであって、民法が援用を時効の効果発生要件としてのも、時効制度に反道義性の一面が存在することを考慮したからであろうと思われる。賠償義務者の意思ないし信義を強調して、時の経過による権利行使の絶対的遮断効を認めることに躊躇する態度に立つとすれば、時効完成前の援用権の放棄（債務の承認）および完成後の債務の承認の効力を認めざるをえず、これもまた権利行使の期間制限を時効と解すべき理由の一端となるであろう。」（平井・前掲注(11)307～308頁）

- (50) 「本条一項後段の規定が定める期間の法的な性質については、本条は明文の規定によって明確にしているものではなく、従来の民法七二四条後段の規定と同様なものであるという前提で、本条一項後段の規定が設けられている（前記のように、判例が除斥期間であると解しているから、今後、本条一項後段の規定の解釈に当たっても、同様に解されることが予想されるから、実務上も同様に取り扱うことが妥当である。将来、その解釈が変更されることがあれば、同様に変更して解することになるう。）」（升田・前掲注(2)1018頁）
- (51) 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)189頁
- (52) 木之元・前掲注(22)301頁
- (53) 面山・前掲注(22)68頁
- (54) 「一般不法行為の場合であれば、不法行為と被害の発生の時点が同時あるいは近接している場合が多く、被害者が不法行為時を全く知らないということは少ないであろうから、被害者が除斥期間の起算点を判断できないという事例はあまり想定できない。それにもかかわらず除斥期間が二〇年とされていることと比較すると、製造物責任の一〇年という除斥期間の制限と合わせて、起算点が製造業者等による製造物の引渡時とされている点は被害者の保護に薄いのではないかとの疑問は理解できないではない」とするものの、被害者と製造業者との間の利益衡量が必要であるとする（木之元・前掲注(22)302頁）。
- (55) 木之元・前掲注(22)302～303頁
- (56) 拙稿「製造物責任法における欠陥責任について一過失責任か無過失責任か」（明治大学大学院法学研究論集6号235頁以下（明治大学大学院法学研究科、1996年）参照（PL法における欠陥責任が無過失責任の具現ではなく、一般不法行為責任よりも若干立証負担を軽減した一実際には殆ど変わらないが一過失責任にすぎないと解する）。

- (57) 木之元・前掲注(22)303頁
- (58) 面山・前掲注(22)67頁
- (59) 製造業者等毎に起算点異なる(飯塚和之「責任の減免一期間制限・過失相殺・免責条項」判タ862号88頁(1995年))。
- (60) 衆議院商工委員会議事録・前掲注(37)
- (61) 歌田参考人(当時の経団連の副会長並びに経済法規委員会委員長)「責任期間」につき、「流通開始後十年とすることが妥当と考えます。制度に円滑に対応できるようにするためには、適切な責任期間を置く必要がございます。製品の耐用年数、消費者の一般的な使用期間を考慮いたしまして、また、EC諸国やアメリカの状況も参考にして、一律に責任期間を置くのであれば、流通開始後十年とすることが妥当」と主張する。また、西川参考人(当時の日本商工会議所常務理事)も「責任期間」につき、「製品の平均的な使用期間や企業におきます製品のデータ保存の負担といった点を考えますと、十年が妥当と考えます。」と述べている(第129回国会商工委員会議事録第6号)。
- (62) 第129回国会商工委員会議事録第8号平成6年6月15日吉井委員提出。
- (63) 通産省産業構造審議会総合製品安全部会報告・前掲注(19)316頁「責任期間の具体的長さについては、民法七二四条の二〇年を考慮して流通開始時から二〇年とする考え方があるが、企業による文書の保存、製品の耐用年数及び消費者の通常使用期間を勘案して、EC指令等を参考に流通開始時から一〇年とすることが考えられる」。
- 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)189頁「期間の長さについては、製品によって耐用年数が異なることもあり、民法の原則を修正する充分な理由がないとして、原則どおり二〇年間とする考え方もあるが、EC指令では一〇年間としていること、米国でも州によって異なるが販売時を起算点として一〇年間としている州が多いこと等から、前述の通り制度の国際的調和という観点から、我が国でも一〇年間程度とすることが適当であろう」。
- (64) 「厳格な無過失責任である製造物責任の存続する期間を考えるならば、製造業者側に対し一方的に過酷な責任を法定することにも慎重でなければ公正は図れない」し、PL法5条2項では蓄積潜伏損害につき起算点を後ろにずらしていることから被害者保護にも配慮しているとする(木之元・前掲注(22)300頁)。
- (65) 面山・前掲注(22)67頁
- (66) 私法学会報告者による立法提案・社会党案・東弁連案には求償規定が

存在したが、採用されなかった。

- (67) 「医薬品や化学物質から生ずる損害の中には、①損害が使用后直ちに現れず、身体に蓄積した後、人の健康に有害となる物質によって生じる場合(蓄積損害)、②一定の潜伏期間の後に被害が顕在化する場合(潜伏損害)がある。」(面山・前掲注(22)68頁)これに対し、「蓄積損害は、一定期間の対内への蓄積によって発症するものであり、その間はいわば奨励は潜伏していることが多いであろうから、この両者の厳格に区別する意味はない」との考え方もあるが(平井・前掲注(11)311頁)、潜伏損害が一定期間内に蓄積されることにより顕在化するものとは限らないことから、区別の実益はあろう。
- (68) 第129回国会商工委員会議事録第7号坂本(導)政府委員説明
- (69) 国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注(18)189頁
- (70) 山田卓生「タバコ(製造物責任法の論点)」『製造物責任法の研究』金商960号25頁以下(1995年)
- (71) 大連判昭和15年12月14日民集19卷2325頁
- (72) 加藤・前掲注(14)264頁、木之元・前掲注(22)297頁～298頁
- (73) 前田達明『不法行為法』390頁(現代法律学講座14民法6-2、青林書院、1980年)(消滅時効の起算点と考えている)
- (74) じん肺に関する安全配慮義務違反が認められた最判平成6年2月22日判時1499号32頁では、「最終の行政上の決定」時に失われたはずの部分を含め全ての損害賠償請求をなし得ると解したが、何故そのように解し得るかについては曖昧である。また、この判決の解釈として、そもそも債務不履行責任であるのか、不法行為責任であるのかについても争いがある。
- (75) 前述のじん肺訴訟では、じん肺法に基づく管理区分という行政上の決定を起算点に用いられた。行政上の決定によらなければ判断できないというじん肺という疾病の特殊性から認められたものであるが、PL法と鉱業法では規定の趣旨も異なり、PL法6条により適用可能であると明文で示された民法でもないことから、鉱業法の規定を適用しうかが問題となる。
- (76) 前掲注(8)大判大正7年3月15日

Limitation Period of Product Liability

TANAKA Shizuko

Product Liability Act § 5 is prescribed following Civil Law § 724. The purpose of Product Liability Act is to protect consumer. Nevertheless that purpose is rised by the Act, it contributes to industry. For example, Product Liability Act § 5 I ② provides that “the right of the injured person shall be extinguished on the expiry of a period of 10 years from the date on the producer put into circulation the actual product which caused the damage”. But the injured person has not awared of the damage, because there is no damage at the beggining of the limitation period. In contrast with Civil Law § 724, which is provided that the injured person shall be extinguished on the expiry of a period of 20 years from the time that caused the damage, it is clear that Product Liability Act does not contribute to consumer. I will grope for solurions of those problems on this Article.